

市民活動推進条例 制定までの経緯

年月日	内 容
平成 13 年 7 月 1 日	市民活動研究会設置 市民活動に対する支援のあり方、市民と行政の役割その他市民活動に関する事項を幅広く研究し、提言を求めるため市民活動研究会を設置した。 委員構成：公募市民 2 名、市民活動団体等 4 名、有識者 1 名、アドバイザー 1 名
平成 13 年 7 月～11 月	5 回の会議及び 3 回のワーキングを開催し、提言書について検討
平成 13 年 12 月 21 日	提言書を市長に提出
平成 14 年 7 月	市民活動推進指針作成 市民活動研究会の提言書をもとに、市民活動に対する本市の市政と施策の方向を市民及び行政職員に対して明らかにするために作成。
平成 14 年 7 月	市民活動研究会に「市民活動に関する条例案」検討依頼
平成 14 年 7 月 ～11 月	市民活動研究会を 8 回開催し、条例案について検討
平成 14 年 11 月	「小田原市市民活動推進条例（研究会案）」を提出
平成 14 年 12 月	研究会案をもとに市としての条例素案を作成
平成 14 年 12 月	素案に対する市民意見募集（パブリックコメント）実施
平成 15 年 2 月	市議会 3 月定例会に条例議案として提出
平成 15 年 3 月	市議会 3 月定例会において可決
平成 15 年 7 月 1 日	市民活動推進条例 施行